

グラウンド整地機購入業務
条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町（以下「本町」という。）が発注する購入事業（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の概要)

第2条 本調達業務は下記のとおりとする。

- (1) 業務の名称 グラウンド整地機購入業務
- (2) 概要 グラウンド整地機の調達、搬入、本町に対する諸手続きを行うもの。
- (3) 仕様等 グラウンド整地機購入業務仕様書（以下「仕様書」という）参照
- (4) スケジュール

内容	日程
公募開始の公表	令和7年2月17日（月）
質疑の受付締切	令和7年2月20日（木）17時まで
質疑の回答予定	令和7年2月21日（金）
参加資格確認申請締切	令和7年2月26日（水）
参加資格確認通知	令和7年2月27日（木）
入札書提出期限	令和7年3月3日（月）17時締切
開札日	令和7年3月4日（火）
落札結果の公表	令和7年3月4日（火）
契約締結予定日	令和7年3月上旬予定

(入札参加資格等)

第4条 参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 沖縄県内に本社若しくは登記された支店を有し、業務完了後も十分に対応が可能なこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの申立てがないこと。

された場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過していること、又は本業務の入札日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- (6) 入札の公告の日から入札日までに、久米島町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 26 年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- (8) 入札の公告の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (9) 仕様書に準拠すること。

（入札参加の申込み）

第 5 条 入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

【入札参加確認申請時】

- (1) （第 1 号様式別紙）誓約書
- (2) （第 1 号様式）入札参加資格確認申請書
- (3) （第 3 号様式）業務実績表
- (4) 調達予定調書（任意様式）※調達予定の物品が確認できるもの（カタログ可）

【入札時】

- (1) （第 6 号様式）入札書
- (2) （任意様式）積算見積書

（入札参加資格の確認）

第 6 条 グラウンド整地機購入業務条件付き一般競争入札実施要領に定める事務局は、第 5 条の条件付き一般競争入札参加申請書が提出されたときは、当該参加者が第 4 条に定める入札参加資格要件に適合するか確認するものとする。

(入札の方法等)

第7条 入札については、久米島町入札事務処理要綱を準拠し、本要綱に基づき条件付き一般競争入札により行うものとする。

2 入札の方法は入札前日までに郵送または担当部署へ直接の提出とする。

3 入札の実施については、令和7年3月4日に久米島町役場において第5条に規定する必要書類の確認及び開札を行うものとする。

4 入札回数は、2回とする。

5 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

(入札の無効)

第8条 入札が久米島町契約規則第27条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

(1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。

(2) 第5条に規定する必要書類に不備があるとき。

(及び落札者の決定)

第9条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が2者以上の場合は、直ちに、当該入札業務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

(入札結果の公表)

第10条 落札者を決定したときは、速やかに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本業務の契約締結日限り、その効力を失う